

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により樫原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和元年八月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス坊城店

所在地 樫原市東坊城町三四七一ほか

二 樫原市から聴取した意見の概要

1 教育関係

- (1) 奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。
- (2) 開発区域周辺は、計画地北側が金橋小学校の通学路にあたり、金橋小学校の児童及び光陽中学校の生徒の生活圏でもあるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等、児童及び生徒の通行の安全に万全の配慮をすること。
- (3) 特に休日・夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意する等、青少年の健全育成に協力すること。
- (4) 今後、周辺幼稚園（こども園を含む）、小中学校、PTA等から何らかの意見・要望等があった場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意をもって話合いに応じること。

2 景観関係

今回の届出に関連して、景観法による行為の届出並びに樫原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

3 環境関係

- (1) 廃棄物の減量化及び再資源化に努めること。
- (2) 事業活動に伴って発生した一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に処理すること。
- (3) 事業系一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない廃棄物については、樫原市が定める「一般廃棄物処理計画」に従

って分別し、保管する等、適正に処理すること。

(4) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。

(5) 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市が定める「一般廃棄物処理計画」（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

4 建築関係

(1) 建築物の建築については、建築基準法に基づき、事前に手続を行うこと。

(2) 建築物の建築については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、事前に手続を行うこと。

(3) 建築物の建築については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、事前に手続を行うこと。

(4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出対象になる場合は、事前に手続を行うこと。

(5) 橿原市開発指導要綱第四条第二項の規定により交わした開発事業に関する協定書の内容を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和元年八月六日から同年九月六日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで